

白井市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

平成31年3月26日

白井市告示第20号

(趣旨)

第1条 市長は、市民が安全に安心して暮らせるまちづくりを推進するため、地域の防犯活動の一環として自治会等が設置する防犯カメラ設置費用について、予算の範囲内において、白井市補助金等交付規則(平成元年規則第10号)及びこの要綱に基づき、自治会等に対し防犯カメラ設置費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 専ら犯罪の予防を目的として、公道その他の不特定多数の者が往来する公共の場所(以下「公道等」という。)を撮影するために常設する映像撮影機器であって、映像の記録の機能を有するものをいう。
- (2) 自治会等 市内の自治会、商店街組合その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。

(遵守事項)

第3条 自治会等は、防犯カメラの設置に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人のプライバシーの保護に十分配慮し、撮影範囲は必要最小限とし、特定の個人、建物等を監視しないこと。
- (2) 撮影される範囲のうち、公道等の画像面積が2分の1以上であること。
- (3) 防犯カメラを設置する場所を管轄する警察署との協議を経て、設置場所を選定していること。
- (4) 自治会等内で、防犯カメラの設置についての理解を得ていること。

(5) 防犯カメラを設置する場所周辺の住民の理解が得られていること。

(6) 他の法令等に基づく許可等が必要である場合は、当該許可等を得ていること。

(補助対象団体)

第4条 補助金の交付を受けることができる団体は、市内に防犯カメラを設置する自治会等であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 自主的な防犯活動を行うパトロール隊が組織されていて、補助金の交付申請時まで地域における活動の実績があること、かつ、今後の活動が見込まれること。

(2) 防犯カメラの設置及び管理運用に関し、白井市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに準拠すること。

(3) 防犯カメラの設置は、補助金の交付申請を行った年度内に着手し、かつ、当該年度内に完了すること。

(4) 防犯カメラを設置する場所の所有者の同意又は許可を得ていること。

(5) 防犯カメラの設置について、他の法令等により、国、県又は市から補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、防犯カメラの購入及び取付け工事に要する経費(防犯カメラ設置を明示するための看板設置経費を含む。)又は防犯カメラ等を購入によらず、賃借する場合の設置初年度内の賃借に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除くものとする。

(1) 既存施設の撤去又は移設に係る経費

(2) 土地の造成に係る経費

(3) 土地、建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費

(4) モニターの設置に係る経費

(5) 防犯カメラの維持管理に要する経費

(補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、1台につき20万円を限度とする。

(事前協議)

第7条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、次条に規定する申請をする前に、防犯カメラの設置場所、管理運用等に関し、補助金の交付を申請する年度の前年度の8月末までに、白井市防犯カメラ設置事業事前協議書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、協議しなければならない。

- (1) 設置場所の位置図及び現況写真
- (2) 撮影範囲を記した平面図
- (3) 設置に係る費用の見積書の写し
- (4) 設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等の書類
- (5) 自主防犯活動の内容
- (6) 管轄警察署との協議結果が分かる書類
- (7) その他市長が必要があると認める書類

2 市長は、事前協議が終了したときは、白井市防犯カメラ設置事業協議結果通知書(別記第2号様式)により当該申請者に通知する。

3 申請者は、事前協議終了後、やむを得ずその内容に変更等が生じたときは速やかにその内容を市長に報告し、必要により再協議を行うものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、白井市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書(別記第3号様式)に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、補助金の交付を受けようとする自治会等は、前条の事前協議を行っていないときは交付の申請をすることができない。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、交付の可否を決定し、白井市防犯カメラ設置事業補助金交付(不交付)決定通知書(別記第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた自治会等(以下「補助団体」という。)は、第13条の規定による実績報告を行うまでの間に、次に掲げる事項を定めた防犯カメラ管理運用規程を定めなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置目的
 - (2) 防犯カメラの設置場所及び設置台数
 - (3) 撮影している旨及び設置者の表示
 - (4) 管理責任者及び取扱担当者(以下「管理責任者等」という。)の指定
 - (5) 管理責任者等の守秘義務
 - (6) 画像の保管方法及び保管期間並びに保管期間終了後の消去方法
 - (7) 画像の利用及び提供の制限
 - (8) 苦情処理に関する事項
- (事業内容の変更)

第11条 補助団体は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ白井市防犯カメラ設置事業変更承認申請書(別記第5号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第12条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定し、白井市防犯カメラ設置事業変更承認(不承認)通知書(別記様式第6号)により、当該補助団体に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助団体は、当該補助事業が完了したときは、その完了

の日から起算して30日を経過した日又は第8条の規定による決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、白井市防犯カメラ設置事業実績報告書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 防犯カメラ設置後の現況写真
- (2) 設置後の防犯カメラから撮影した画像写真
- (3) 防犯カメラの設置に係る契約書又は請書の写し（仕様書及び内訳の分かる部分を含む。）
- (4) 防犯カメラの設置に係る領収書の写し
- (5) 防犯カメラ管理運用規程の写し
- (6) その他市長が必要があると認める書類
（補助金額の確定）

第14条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、速やかに報告書等の内容を審査するとともに、書類審査及び必要に応じて現地調査を行った上で、補助金の額を確定し、白井市防犯カメラ設置事業補助金確定通知書（別記第8号様式）により、当該補助団体に通知する。

（交付の請求）

第15条 前条の規定により補助金の交付の請求をしようとする補助団体は、白井市防犯カメラ設置事業補助金交付請求書（別記第9号様式）により、市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第16条 市長は、補助団体が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、当該交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（関係書類の保存）

第17条 補助金の交付を受けた補助団体は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録）を整理

し、かつ、当該書類を補助事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(報告)

第18条 補助金の交付を受けた補助団体は、設置した防犯カメラについて、補助事業の完了した年度の翌年度から起算して5年以内に移設する必要がある場合又は破損等により防犯の用に供することができなくなった場合は、市長にその旨とその後の対策について報告しなければならない。

2 補助金の交付を受けた補助団体は、市長から要求があったときは、防犯カメラの維持管理や自主防犯活動等の状況について市長に報告しなければならない。

(維持管理)

第19条 補助金の交付を受けた補助団体は、設置した防犯カメラについて、適切に維持管理しなければならない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。